

第3章

地域福祉推進のための 施策の方向性について

第1節 地域生活課題の解決に向けて

(1) 東京の特性

- 都心部から多摩地域、島しょ部まで、東京の地域の姿は場所によって大きく異なることに留意が必要ですが、地域生活課題の解決を図る体制を整備するに当たっては、次のような特性(弱みや強み)を踏まえる必要があります。
- 東京では、狭い面積に日本の総人口の10分の1の人々が生活し、働き、活動しており、支援を必要とする人の絶対数も多くなっています。今後、高齢化の進展に伴い要介護高齢者の更なる増加が見込まれるなど、地域で支援を必要とする人は更に増加していくと見込まれます。
- 東京では、都心部を中心に地価が高いことや、交通の利便性が高いことなどから、暮らしの場と、学び、働き、遊ぶ場が離れ、個人の生活基盤が複数の地域にまたがる場合が多くなっています。また、全国に比較して借家に住む人の割合が高く、他の地域から転居してきた人や、学生の間だけ都内で暮らす人など、人の流動性が高いことから、地域への帰属意識や地縁に基づく人と人とのつながりは、地域差はあるものの、必ずしも強いとはいえません。町会・自治会への加入率の低下や役員の高齢化、商店街の減少、空き家・空き店舗の増加なども進んでいます。
- 一方で、大学、企業、社会福祉法人、NPOなどの多様な主体が集まっており、あらゆる分野の技術や知識が蓄積されるとともに、近県から東京に通う人も含め、豊富な経験や専門的な知識を持った多様な人材が活動しています。

(2) 東京における地域生活課題の解決に向けた方向性と実践

- 改めて地域に目を向けると、東京でも地域活動への住民等の参加意欲は決して低いとばかりは言い切れず、従来からの地縁組織の活動の延長線ではない、多様な主体や住民が中心となった支え合いの取組が、様々な場所で実践されています。
- こうした活動は、誰かからやらされることで始まるのではなく、地域住民等が地域の現状や将来に関心を抱くことをきっかけとして、自発的に生まれています。
- 区市町村は、住民主体で行われている支え合いの取組を地域の資源として把握するとともに、住民の自主性を尊重しながら、地域住民が活動しやすい

環境の整備や情報提供、活動のきっかけづくりなどを行い、取組を育んでいくことが重要です。

- この計画では、試行錯誤と創意工夫を重ねて、東京で育まれてきたこうした先進的な取組を紹介しています。

事例

地域の居場所づくりの取組

きよぴー&とまと、You&I（八王子市）

<取組に至った経緯・背景>

- 八王子市清川町に所在する、約 50 年前に開発された戸建ての住宅団地は、地域における高齢者（65 歳以上）の割合が3割を超え、高齢者と若い世代の交流が不足がちであったことから、地域住民の交流拠点となる居場所をつくるため、住民が主体となって動き出しました。
- 「配食サービスを行いながら、世代間交流が自然にできる場所」「高齢者の生きがいづくりを提供できる場所」「次世代を担う子供たちの支援ができる場所」の 3 本柱 を掲げ、商店街の空き店舗を拠点に、住民からの出資も募って、平成 18 年 3 月「きよぴー&とまと」の活動を開始しました。
- また、サロンやホームサービス、企業との業務連携といった、活動の輪を広げる新組織として、「You&I（友&愛）」を平成 23 年 7 月に立ち上げ、きよぴー&とまとの隣の空き店舗で活動を行っています。

<取組の内容>

- お弁当・お惣菜の販売や配食サービスを週3日実施しており、開店すると近隣住民が次々と集まり、賑わいます。価格を抑えつつ、バリエーション豊かに提供しています。また、配食サービスは安否確認も兼ねています。
- 週 5 日サロン活動を行い、カフェや高齢者向けのパソコン教室、介護予防体操等、様々な取組を行っています。また、認知症の家族を介護している方向けのオレンジ・サロンを毎週水曜日を開催し、経験者等が家族の話を聞く取組も行っています。
男性向け料理教室や昔の映画を上映する等、提供するメニューを多数設けることで、住民が参加しやすくなるよう心掛けています。
- 高齢者支援では、サロンの他に高齢者あんしんセンターの出張相談室や、有料で庭の草取り・電球交換といった生活支援を行うホームサービス（お助け隊）を実施し、八王子市の訪問型サービスBの登録も受けています。
- 子供支援では、川遊びや芋掘り、凧づくりなど、季節ごとのイベントを実施しています。高齢者と子供だけでなく、子供の親も含めた三世代交流のきっかけとなっています。
- それぞれの活動に、約 120 人のボランティアが、週 1 回から月 1 回のペース で参加しています。



副代表の梅沢さん、事務局長の片貝さん、大越さん（左から）

- お弁当・お惣菜の購入は会員制とし、本当に必要な方が購入できるような仕組みとしています。
- 企業と障害者が働く福祉作業所とをつなぐ商品取次のキーステーションの役割を担っています。この取組により収入を確保したことで、家賃や光熱費といったランニングコストを賄う目途が立ち、安定した運営ができています。
- 毎月1回会議を開き、新しい企画や意見を出し合っています。まず行動に移し、その場その場でやり方や方針を変えるなど、柔軟な発想で取り組んでいます。

<メリットや実感している効果>

- 活動が地域に根付いたことで、地域住民の情報が集まるようになり、その中には介護サービスを必要とする人も含まれています。そうした方について、地域のケアマネジャーと情報共有する機会を設け、支援につなげています。
- また、活動が地域に根付き、人が集まるようになったことで、両隣の空き店舗に他のお店がテナントとして入り、商店街に人の流れが戻ってきました。
- 地域に子育て世代が増えてきていることから、高齢者支援を継続しつつ、子供支援の取組を強化していくこととしています。

＜取組に至った経緯・背景＞

- 昭和 38 年に完成した都営上砂町一丁目アパートを中心とした団地で、1,450 世帯、約 4 千人の住民が暮らしており、そのうち約 400 人が独居の高齢者です。
- 住民の高齢化等に伴い、「孤独死」が頻発していましたが、平成 11 年に自治会長に就任した佐藤良子さん（現相談役）は、「人をたすけ、人に支えられる自治会でありたい」という思いで、自治会の再生に取り組み始めました。



自治会長の橋本久行さん（左）
と相談役の佐藤良子さん

＜取組の内容＞

- 高齢者や子供たちを支えるため、「向こう三軒両隣」の支え合いを展開し、住民に対し、毎日、両隣の家ポストに郵便物がたまっていないか、ベランダからいつもと違う様子がないか見守ることを義務付けています。
- また、電気、ガス、水道のライフライン事業者や新聞販売店、コンビニエンスストア等も見守りに協力しています。住民等が異変に気が付いたときには、自治会事務所や役員に連絡が入るようになっており、必要に応じて民生委員や行政につなぐ仕組みがつけられています。
- 自治会では全ての住民の名簿を管理しており、民生委員、消防署と共有しています。名簿には家族の連絡先も登録されており、緊急の際に連絡できるようにしています。
- 独居の高齢者が多い団地では、葬儀も大きな課題です。葬儀の手伝いボランティアが登録されており、できるだけ経費をかけずに皆でお見送りができる自治会葬を開催しています。
- 子育て支援では、虐待の問題を契機として、大山 MSC（ママさんサポートセンター）を設立し、子育て経験があって信頼できるメンバーによる無料の一時保育や育児相談を行っています。
- 高齢者の自立を支えるため、元気で意欲のある高齢者向けの有償ボランティア組織を立ち上げ、団地内の公園の草取りや老人ホームの外溝清掃等を受託しています。

＜メリットや実感している効果＞

- 現在では団地の全ての世帯が自治会に加入し、「自分たちでできることは、自分たちで行動する」という考え方が根付き、住民主体の見守りや支え合いなどが活発に

行われています。

- 役員は、住民による推薦投票を参考に選出しており、この手順を経ることで、自分たちで選んだ役員を応援する雰囲気生まれています。

事例

生徒による地域サービス実習「さくら運送」

都立多摩桜の丘学園（多摩市）

<取組に至った経緯・背景>

- 「さくら運送」とは、地域にお住まいの高齢者などがスーパーマーケットで購入した商品を、特別支援学校である本校高等部の知的障害のある生徒が自宅まで運ぶという地域サービス実習です。
- 多摩市では、ニュータウン地区の高齢化が進んでいます。本校が所在する聖ヶ丘地区は丘陵地帯で坂道が連なり、5階建ての団地でも古い建物にはエレベーターがありません。高齢者が買い物をするには苦勞することが多く、地元住民や関係機関でつくる「連光寺・聖ヶ丘地区福祉推進委員会」で以前からこの問題が協議されてきました。
- これを聞いた私たちは、社会参加を目指す生徒たちの良い勉強になるのではないかと考え、地域サービス実習の提案をしました。その結果、同福祉推進委員会、多摩市社会福祉協議会、株式会社ビッグ・エー（大規模小売店）、本校の4者の連携の下、「さくら運送」の取組が実現しました。

<取組の開始>

- 4者による数度の打合せを経て、平成29年6月に2回の試行を行いました。2日間で16件の依頼があり、お客様から「ありがとう」、「助かったよ」、「またお願いするよ」などのお声をいただき、私たちは十分な手応えを得ました。とりわけ生徒たちは、直接に感謝や激励の言葉をもらえることが大変な励みとなり、「うれしかった」、「またやりたい」という感想が多く聞かれました。
- 試行の結果を踏まえ、9月より本格実施としました。月2回（第1・3水曜日の午前中）、店舗から片道15分程度を配達距離の目安とし、生徒2名・教員1名が一組となって、毎回3組が活躍しています。平均すると、1回当たり6～7件の依頼があり、お米、ペットボトル、缶詰、野菜などを運んでいます。カレンダーに印をつけて、御利用いただいているお客様もいます。



お客様(左)と会話しながら荷物を運びます。

<取組の効果>

- 生徒たちの接客対応も、当初はぎこちなさが目立ちましたが、回を重ねるごとにスムーズになり、お客様に積極的に声を掛ることができるようになりました。
- 生徒たちは「さくら運送」の取組を通じて、地域や社会の役に立ちたいという気持ちを強くしています。荷物を運ぶ道中のお客様との会話も、生徒たちにとっては楽しみの一つです。
- 株式会社ビッグ・エーの三浦弘社長が生徒たちに語りかけた、「仕事とは、人から『ありがとう』と言ってもらうためにするものです」という言葉は、感謝される喜びを体験した生徒たちには、何よりも胸に響くものとなりました。「人の役に立つことで、将来に向けて自分を鍛えていきたい」と、活動への意欲をさらに高めている生徒もいます。「さくら運送です!」、「よろしくお願いします!」の声にも力が入るようになりました。
- 「まずはやってみよう!」と始めた取組ですが、私たちの想像を超えた教育効果があることが分かりました。そして、最も大切なことは、この取組が学校と地域との連携・協働によって実現したことです。地域の皆様は、いつも本校の教育活動を温かく見守ってくださっています。そのお気持ちに応えるべく、地域のお役に立てることを考え続けてきたことが、「さくら運送」として形になりました。
- 本校ではこれからも、「さくら運送」を地域に根付く取組として大切に育て、地域の皆様の御理解・御協力をいただきながら、共生社会の形成に向けて教育内容・方法の充実を図っていきたいと考えています。

事例

相談を通して自立をサポートする取組

マギーズ東京（江東区）

<取組に至った経緯・背景>

- マギーズ東京の共同代表である秋山正子さんは、訪問看護による在宅医療に長年携わってきました。そこで関わる方は、悪くなってからつながる方も多く、気軽に相談ができる場所が地域の中にあれば、もっと早い段階で関わることはできないかという思いを持っていました。そんな中、平成 20 年に国際がん看護セミナーでイギリスのマギーズセンターと出会い、センターにおいて「相談者が自分自身の力でものが考えられるようなサポート」、「その力を取り戻せるような支援」が行われていることに共感し、日本においても今すぐに必要とされる「場」であり、「支援」であると感じました。
- その後、団地の空き店舗を安く貸してくれる方が現れ、厚生労働省の在宅医療連携拠点のモデルにも選ばれたことなどから、平成 23 年にマギーズセンターをモデルとした「暮らしの保健室」を新宿区に立ち上げました。
- 同じく共同代表である鈴木美穂さんは、自身のがん経験をもとに、若くしてがんになった方を応援する団体の立上げや闘病中でも安心して参加できるワークショップを開催し、活動をしていました。
- それぞれ活動をしていた秋山さんと鈴木さんが平成 26 年に知り合ったことから、マギーズ東京のプロジェクトが始まり、平成 28 年 10 月のオープンへとつながりました。

<取組の内容>

- がん患者や家族、医療者などがんに関わる方たちが、がんの種類やステージ、治療に関係なく、予約なしでいつでも無料で利用できます。
- がんを告知された方は、頭の中が真っ白の状態です。ここでは、病院の診察では相談しにくい、仕事や家族、生活、恋愛などといった治療以外のことも、時間を気にせず相談をしています。
- 相談を受けるスタッフは、常勤・非常勤の看護師や保健師などといった専門職の他に、ボランティアスタッフとして周辺の病院で勤務しているがん専門の看護師などがおり、毎日 4～5 名で相談を受け付けています。
- 相談を受ける際、利用者自身で頭の中を整理し、答えを導き出せるよう無理に聞き出したり尋ねたりすることはありません。利用者が自ら話し出すのを待ち、一緒に考えるお手伝いをしています。



マギーズ東京 共同代表秋山さん

- 利用者の住む地域の専門機関を見つける際、直接紹介するのではなく、一緒にホームページで探すなど、利用者が自ら歩み出せるようにすることを大切にしています。
- マギーズセンターには、利用者の心を癒し、利用者が尊重されていると思える空間を確保するため、オープンキッチンがある、事務室から室内全てが見渡せる、安全な庭がある、水面が見えることなど、求められる様々な建築条件があります。

<メリットや実感している効果>

- 家族や友人に話せずにはいた不安を打ち明け落ち着きを取り戻す、やるべきことを自ら見出すなど、利用者は相談を通して自分を取り戻していきます。スタッフも、利用者が変わっていく様子を目の当たりにし、エネルギーをもらっています。
- 利用者は予想をはるかに超え、平成28年10月にオープンしてから延べ7,000人を超える方が全国から来訪しています（平成29年11月時点）。
周辺には、がん研有明病院や国立がん研究センター、聖路加国際病院、虎の門病院、東京慈恵会医科大学附属病院など、大きながん拠点病院が近くに立地しており、外来に通いながら来訪する方が多いです。
- 利用者の8割が初めての方で、新聞や書籍、SNSやインターネットの口コミを見て来訪される方が多く、最近では、医療側からの紹介で来訪される方も増えています。

<今後の課題>

- 現在のマギーズ東京は、2020年までのパイロットプロジェクトです。マギーズセンターの運営資金は寄付で賄うこととなっており、引き続き都内で恒久的な運営を行うため、寄付金の確保が今後の課題です。

第2節 テーマ① 地域の支え合いを育むために

(1) 包括的な相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- 国及び地方公共団体には、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策の展開等をする責務があります（16、17 ページ参照）。
- また、改正社会福祉法では、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。
- 区市町村は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、地域住民等による解決が困難な課題については、中心となって、支援関係機関と連携し、総合的な相談支援体制を整備することが必要です。
- 区市町村は、支所・出張所などの総合的な行政窓口のほか、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する地域包括支援センター、障害者総合支援法⁷に規定する基幹相談支援センター、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する子育てひろば（地域子育て支援拠点）、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する生活困窮者自立相談支援機関、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する福祉事務所など、各分野の専門相談窓口を設置しており、これらは区市町村が直接あるいは社会福祉法人等に委託して運営しています。
- 社会福祉法では、地域包括支援センター等の事業を運営する者は、自ら解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、支援の必要性を検討した上で、関係機関に対し、課題の解決に資する支援を求めよう努めるものとされています。
- 国は、平成 29 年 3 月、2 件の通知を発出し、地方公共団体や事業者による積極的な取組を促しています。
 - (1) 地域づくりに資する事業の一体的な実施について（⇒133 ページ参照）
介護保険制度、障害者総合支援制度、子ども・子育て支援制度などの各制度に基づく、地域づくりに資する事業を連携して一体的に実施できることや、職員が複数の事業に従事できることを示しています。
 - (2) 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について（⇒136 ページ参

⁷ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

照)

社会福祉施設等の職員が、施設等の利用者の自立等に資する地域活動に取り組む場合は、福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱えることを示しています。

- 複合的な課題やはさまの課題に対応するためには、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に依りて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みを整備することが必要です。相談窓口や支援関係機関などの組織と専門職が持つ力を広げ、結び付けることで、アセスメント機能とコーディネート機能を発揮して地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制を整備する必要があります。

○ 住民に身近な圏域で個別の課題解決を図るための協議及び検討の場として、介護保険制度による地域ケア会議などの既存の場を拡充することも考えられますが、地域によっては、こうした場やコーディネート機能が複数存在し、参画する関係者が重複している場合もあります。区市町村は、新たな場の立上げだけでなく、既存の場や機能の整理や再構築も含め、地域における適切な体制を整備することが重要です。

- 48ページ、50ページに紹介している事例のように、都内の区市町村では、国の補助金等も活用し、身近な地区での相談支援体制を充実させるために包括的な相談窓口を設置したり、社会福祉協議会による相談機能・居場所機能・ネットワーク構築機能を併せた拠点の設置を支援するなど、地域の実情に応じた体制の構築が行われているところがあります。

【取組の方向性】

- 都内全域で地域福祉を推進するため、この計画に基づき、区市町村を支援する施策を展開します。
- 区市町村による、地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を進めるため、好事例の普及を進めます。
- 区市町村や事業者が、様々な資源を活用し、包括的な相談・支援体制の整備を進めることができるよう、情報提供等の支援を行います。

(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

【現状と課題】

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設、専門機関などと協力し、行政とも連携しながら活動しています。

- 具体的には、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、地区社会福祉協議会の組織づくりといった住民による地域福祉活動の支援、ボランティア活動の推進、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する活動、災害時要配慮者支援活動、生活福祉資金の貸付けなど、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。また、地域住民や事業者が自分たちの住みたいまちづくりを協議する場づくりにも取り組んでいます。

- 近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度のはざまに陥り、必要な支援につながらにくい住民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことが求められています。そのためには、地域住民や社会福祉関係者、専門機関、行政など、地域における幅広い協働・連携の仕組みづくりが必要であり、地域住民や事業者が参画する社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。

- こうした様々な課題を抱える住民に対する支援体制を各地域で構築する必要があり、その内容を区市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むことが重要です。計画策定に当たっては、社会福祉施設やボランティア団体など地域福祉を推進する団体が参加して住民主体のまちづくり等に取り組む区市町村社会福祉協議会が、積極的に協力することが期待されています。

【取組の方向性】

- 今後、住民主体の地域福祉活動を計画的に展開するため、全ての社会福祉協議会が、行政と連携しながら、住民や民間団体の活動・行動計画である地域福祉活動計画の策定に取り組んでいくことが重要です。

- 区市町村が地域福祉計画を策定する際には、社会福祉協議会に対して積極的な関与を求めるとともに、地域福祉活動計画と十分な連携を図ることで計画の実効性を高めていく必要があります。

<取組に至った経緯・背景>

- 世田谷区は、全国的に少子高齢化が進み人口減少の傾向にある中、総人口が増加し、平成 29 年 10 月 **中に** 90 万人を超えました。総人口の増加に伴い、高齢者の一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯、障害者の方も増えている傾向にあります。さらにここ数年、出生数も増加し、年少人口も増えています。
- そのような中、虐待、DV、自殺やひきこもりなどが表面化しにくいことが課題となっており、また介護と子育て、介護と障害などの複合問題も生じています。
- 区ではこれらの課題に対して、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」を策定し、地域包括ケアシステムの対象を高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭など広く捉えて推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指すこととしました。

<取組の内容>

- 区が目指す地域包括ケアシステムの考え方の下、地域包括支援センターの相談対象を高齢者だけでなく障害者や子育て家庭などに拡大するとともに、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会地区事務局を一体整備し、三者が連携して身近な地区で相談を受ける「福祉の相談窓口」の開設と、地区の福祉的な課題の解決に向けた区民や事業者等の「参加と協働による地域づくり」に取り組む「地域包括ケアの地区展開」を平成 28 年 7 月から区内全 27 地区で実施しています。
- 「福祉の相談窓口」ではどこに相談してよいか分からず、潜在化しがちな問題や家庭内の複合した問題にも対応します。また、地区で解決できない問題については、専門の担当組織や専門機関に引き継ぎ、適切な支援が受けられるよう対応します。
- また、「参加と協働による地域づくり」では、様々な場面で地域住民や団体等から提起される課題を三者で把握・共有し、その解決に向けた方向性や手法等について検討する取組を進めています。三者が連携することで、高齢者の方などが集えるサロン空白地帯において、開催場所の確保、担い手の発掘や育成が進み、新たにサロンが設置できた事例もありました。
- 今後も「福祉の相談窓口」の充実と「参加と



協働による地域づくりを進め、いつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

事例

地域における相談・交流・ネットワークづくりの拠点

江戸川区社会福祉協議会 なごみの家

<取組に至った経緯・背景>

- 江戸川区社会福祉協議会では、地域の方々の協力を得ながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが相談できる、気軽に集えるまちの拠点として、平成 28 年から「なごみの家」の運営を開始しました。
- 平成 30 年3月時点で、空き店舗を活用するなどして、4か所開設しています。連合町会の区域を基本に区内を 15 地区に分け、平成 37 年までに全地区に 1 か所設置することを目指しています。

<「なごみの家 松江北」での取組内容>

- 専門スタッフが常駐し、様々な相談を受ける窓口となっています。また、区役所が休みの日でも相談を受け付けられるよう、火曜日から日曜日に開館しています。相談内容を限定せず、複合化した問題にも対応し、必要に応じて専門機関につないでいます。
- 昼間は高齢者や子育て中の方が散歩の途中に立ち寄り、放課後の時間になると小中学生が遊びにやって来たりしています。
- 子供向けの取組では、毎週土曜日、NPO に委託して、学習支援を行っています。学力向上を目的したものではなく、学習習慣の定着を図ります。
- また、月 1 回子供食堂を開催しています。子供だけでなく、大人だけの参加も受け入れ、多世代が参加できるようにしています。
- 地域住民向けに、関係機関を呼んで認知症や発達障害、服薬等に関する勉強会を開催しています。
- 高齢者向けの取組としては、認知症カフェや介護予防体操を月 1 回開いています。
- 区内在住の 65 歳以上又は障害者手帳等を持つ方で、申請のあった方へ「見守りキーホルダー」を渡しています。
「見守りキーホルダー」には管理番号やなごみの家の連絡先等が記載されています。所持者が外出先での急変時や身元が分からず保護された際などに、管理番号を基に警察や消防、医療機関等からの照会に対応できるようになっています。
- 医療機関、介護事業所、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力関係を築き、支え合い、助け合いの支援のため、地域支援会議を開催していま



施設内における交流の様子



見守りキーホルダー

す。

- 会議は相互連携の場として設けており、ネットワークの構築を進めています。地区の訪問調査により地域課題を抽出し、見守り支援活動などの必要な支援を立案・実施しています。

<メリットや実感している効果>

- 施設でのルールを利用者と意見を出し合いながら決めることで、一緒に取り組んでいるという機運醸成を図り、身近な居場所として浸透してきています。
- 来所されている住民同士の「できること」と「して欲しい」ことがつながり、相互に支え合う関係も生まれています。
- 来所された方々とお手玉を作り、近隣の小学校へ寄付するなど、活動を通して小学校との関係を築いています。
また、来訪する子供について気になることがあれば、小学校へ報告するなど、連携を図ることができてきています。

イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

【現状と課題】

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならない地域住民の抱える多様な福祉ニーズに対応していくことを本旨とする法人です。
- 平成 28 年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、社会福祉制度改革の一つの柱として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。都は、社会福祉法人が制度改革に対応できるよう、「地域における公益的な取組」を始めとした改正内容の周知や説明会を開催する等、必要な支援を行ってきました。
- 社会福祉法人には、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者や他の社会福祉法人とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践により、地域共生社会の実現に積極的に貢献していくことが期待されています。

【取組の方向性】

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取組」の実施により地域社会へ貢献できるよう、区市と連携して、取組事例の収集・提供等、支援の充実を図ります。



オール社会福祉法人で地域のニーズに応える ～東京都地域公益活動推進協議会の取組～ 「はたらくサポートとうきょう」

<取組に至った背景>

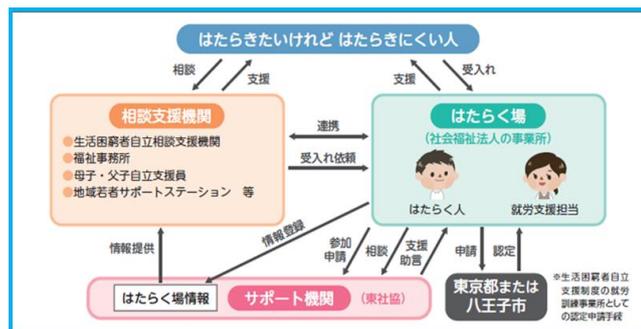
- 東京都社会福祉協議会では、平成 28 年 9 月に「東京都地域公益活動推進協議会（以下「推進協」という。）」を設立しました。その背景には、社会福祉法人をめぐるイコールフットイングや課税問題、社会福祉法の改正といった経緯もありましたが、社会的孤立や排除、複合的なニーズの増大など、地域で様々な問題が起こる中、全ての社会福祉法人がその使命を自覚し、地域共生社会の実現を目指して、地域住民とともに地域の課題解決に取り組むために立ち上がったものです。

<取組内容>

- 現在、推進協では、各社会福祉法人（第 1 層）、区市町村域の連携（第 2 層）、広域（東京都全域）の連携（第 3 層）といった 3 層による取組で、地域公益活動を推進しています。
- このうち、第 2 層（区市町村域）では、区市町村社会福祉協議会が事務局となり、地域内の社会福祉法人・事業所に声かけをして集まる場を設け、勉強会やアンケート、意見交換などを通じてネットワークづくりを進めています。既に都内の各地において、地域内の法人・施設の連携により、なんでも相談窓口の設置、子供食堂・学習支援などによる子供の貧困への対応、居場所づくり、災害に備えた対応など、地域のニーズに応じた多様な取組が始まっています。
- 第 3 層（広域）の取組は、地域を超えて共通するニーズ、広域支援の必要があるニーズに対応する活動を実施することを目的としています。推進協では、平成 27 年度より施行された生活困窮者自立支援事業のうち、当時、まだ申請の少なかった「就労訓練事業」に社会福祉法人が率先して取り組むことを目指して、平成 28 年度より中間的就労推進事業「はたらくサポートとうきょう」を開始しました。
- 「はたらくサポートとうきょう」では、仕組みづくりや受入れ担当者研修の実施、相談機関への「はたらく場情報」の提供など、「はたらく場」を提供する社会福祉法人の事業所の取組をバックアップしています。そのことにより、事業所が就労支援の関係者等と協力しつつ、「はたらきたいけれどはたらきにくい人」が働けるよう支援しています。

<受入れ事例>

- 世田谷区にある社会福祉法人大三島育徳会の博水の郷（特別養護老人ホーム）では、推進協の「はたらくサポートとうきょう」に参加して、「はたらきたいけれどはたらきにくい人」を受



け入れています。また、生活困窮者自立支援事業の認定就労訓練事業所としても登録しています。

- 受入れに**当**たっては、世田谷区の生活困窮者自立相談支援機関の就労支援担当者と常に連絡を取りながら、本人の状況に応じて仕事を切り出し、交通費や昼食などを法人が負担し、本人に寄り添い、支援を行っています。本人の様子から家族の支援が必要なときは、福祉事務所など区内の関係機関と連携しています。中間的就労の場での支援を経て、自信をつけて、他の職場（一般就労）に巣立った人もいます。

ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援

【現状と課題】

- 住民同士の支え合いによる地域福祉活動を進めるためには、住民間や住民と関係者をつなぐネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するための資源の開発を進める必要があります。
- 地域福祉コーディネーターは、こうした役割を担う人材として、東京都社会福祉協議会において養成研修を実施するとともに配置促進に向けた取組を行っており、区市町村社会福祉協議会において配置が進められています。
- 地域福祉コーディネーターの主な活動内容は、住民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぐことであり、住民への「個別支援」と地域づくりを行う「地域支援」が大きな役割となっています。
- 「個別支援」は、制度のはざまにある課題や複雑な課題を抱えた住民に寄り添って支援する「直接支援」と、地域住民や関係機関、行政等と連携して個人を支援する「間接支援」に分けることができます。
- 「地域支援」は、地域や地域住民のニーズ、資源等を把握する関係形成が重要であり、住民主体の活動や仕組みづくりなどの立上げ支援、運営が軌道に乗るまでの寄り添い型の支援を行うことで、住民が自主的に活動を発展できるよう支援することを目指すものです。
- また、地域福祉コーディネーターには、地域住民等による解決が困難な課題を区市町村が整備する多様な支援体制につなげたり、つなぎ直したり、新たな仕組みづくりを提起したりする役割も期待されます。
- こうした地域づくりを担う人材は、地域福祉コーディネーターのほか、介護保険制度による生活支援コーディネーターなど、役割が重なる専門職等がいます。
- そのため、都内における地域福祉コーディネーターの配置状況は地域の実情によって様々であり、専任で配置している地区、生活支援コーディネーターと兼務で配置している地区、他の業務と兼務している地区、コーディネーターの配置ではなく地区担当制を導入して地域福祉活動を進めて

いる地区などがありますが、配置に至っていない区市町村も多く見られません。

- 区市町村社会福祉協議会が、地域福祉コーディネーターの配置について地域の関係者の協力や行政の支援を受けるためには、コーディネーターによる活動の記録や事例を検証し、活動内容を可視化しておくことが有効です。

【取組の方向性】

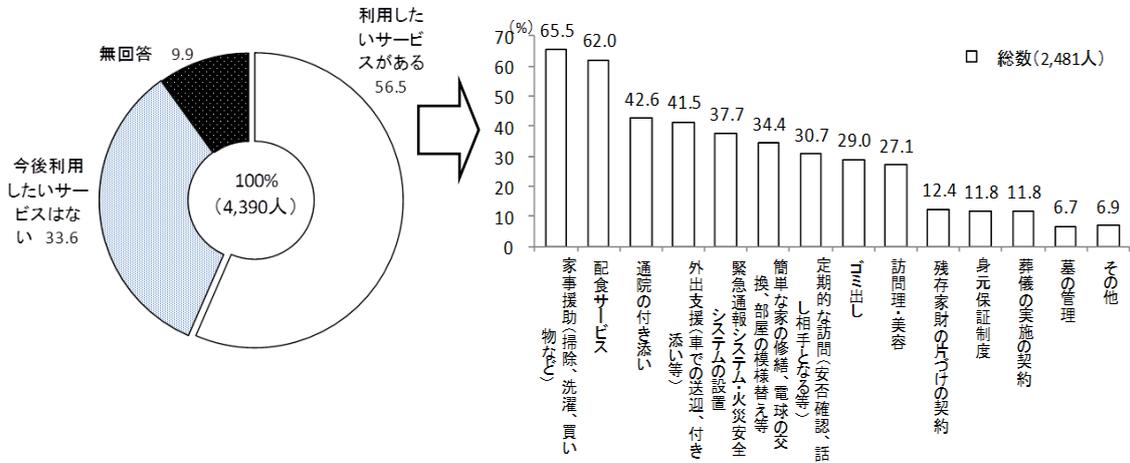
- 都はこれまで、地域福祉コーディネーターを配置する区市町村を、包括補助事業により支援してきました。
- 国は、区市町村を実施主体とした生活困窮者自立支援に関する補助事業として、平成 27 年度に「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」、平成 28 年度に「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」、平成 29 年度に「地域力強化推進事業」を開始しました。
- これらの事業は、地域福祉コーディネーターの配置を含め、住民が主体的に地域課題を解決する体制づくり、複合化・複雑化した課題に対応するための包括的・総合的な相談体制づくり等に活用することができるとされており、区市町村には、こうした財源を積極的に活用して、住民主体の課題解決体制づくりに取り組むことが期待されます。

エ 高齢者への生活支援サービスの充実

【現状と課題】

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するためには、介護や医療のサービス提供のみならず、食事の用意、見守り、日常生活上のちょっとした困りごとへの対応など、多様な生活支援サービスが欠かせません。
- 都内の高齢者にこのような生活支援サービスの今後の利用意向を聞いたところ、約 6 割の方が利用したいと考えており、中でも、「家事援助（掃除、洗濯、買い物等）」、「配食」、「通院の付き添い」などのニーズが高くなっています。

＜生活支援サービスの今後の利用意向について＞



資料:東京都福祉保健局「平成 27 年度東京都福祉保健基礎調査 高齢者の生活実態」

- 今後、様々な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる一人暮らしの後期高齢者が大幅に増える見込まれており、生活支援サービスを充実していくことが求められます。
- 地域で高齢者の在宅生活を支えるサービスには、介護保険制度や区市町村の事業として行われているサービスのほか、民間事業者の独自サービスや地域住民の支え合いで提供されているものなどがあります。生活支援サービスの充実にあたっては、そうした地域の多様な資源を把握・情報提供する一方で、多くの高齢者が自らも担い手となり、地域住民の互助を基本としたサービスが積極的に展開されることも期待されます。
- 平成 27 年 4 月の介護保険制度改正では、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う生活支援コーディネーターの配置と、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体の設置などが地域支援事業に位置付けられました。
- 現在、第 1 層として区市町村区域、第 2 層として日常生活圏域（中学校区域等）のそれぞれのエリアで生活支援・介護予防の体制整備が進められていますが、区市町村によって取組状況は異なります。

＜都内における生活支援コーディネーター配置自治体数＞

	少なくとも 1層・2層 どちらかを配置	1層を配置	2層を配置
区部	21	20	13
市町村部	30	30	14
合計	51	50	27

(注) 1層・2層を兼任のコーディネーターについては、1層に計上

＜都内における協議体設置自治体数＞

	少なくとも 1層・2層 どちらかを設置	1層を設置	2層を設置
区部	18	17	13
市町村部	22	19	12
合計	40	36	25

資料: 東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

(注) 平成29年6月時点

【取組の方向性】

- ボランティアや、NPO、民間事業者等を活用して配食や見守りなどの生活支援サービスを提供する区市町村の取組を支援します。
- 「団塊の世代」をはじめとする高齢者を生活支援サービスの担い手として位置付け、高齢者の活躍の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。
- 生活支援コーディネーターの養成研修を実施するとともに、各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図ることにより、区市町村において生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置が適切に行われ、生活支援サービスの充実に向けた取組が効果的に行われるよう支援します。
- ビジネスで培った経験や専門性を生かした企業人等のボランティア活動である「プロボノ」も活用し、生活支援や介護予防など地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図ります⁸。

⁸プロボノによる支援の内容は、「東京ホームタウンプロジェクト」のホームページに掲載
(<http://hometown.metro.tokyo.jp/>)

(3) 身近な地域の居場所づくり

ア 高齢者のサロン活動の推進

【現状と課題】

- 都内では、一人暮らしの高齢者が増加しています。長期にわたり一人暮らしを続けることにより、社会や地域とのつながりが希薄になってしまうこともあります。地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。

【取組の方向性】

- 高齢者の孤立化や閉じこもり防止のため、気軽に立ち寄り、参加できるサロンを整備する区市町村を支援するなど、「地域における居場所づくり」に取り組みます。

イ 子供の居場所づくり

【現状と課題】

- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所を設置し、地域全体で気になる家庭への見守りを行う体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

- 区市町村が民間団体等と連携し、子育て家庭の状況を把握して、必要な援助につなげるための支援員を配置し、学習支援や食事の提供、保護者への援助などを一体的に行う居場所づくりを支援します。
- また、区市町村では、支援を必要とする子供と家庭に対し、居場所づくりや食事の提供、学習支援等、様々な取組を実施しており、これらの取組を一層促進するため、民間団体の事業立上げから運営までの相談支援や、立上げの際の初期経費の助成等を行う区市町村を支援します。
- 子供食堂の運営を支援するため、NPO の団体等に対する支援も実施します。

ウ 誰もが集えるサロン活動の推進

【現状と課題】

- 現在、都内の各地では、区市町村社会福祉協議会を中心として、ボランティアや民生委員・児童委員等の協力の下、高齢者サロンや子育てサロン、障害者サロンなど様々なサロン活動が行われています。

- こうした対象者別の居場所づくりに加え、地域生活課題が複雑化・多様化し、複合的な課題を抱える住民が増加している中で、住民の誰もが気軽に立ち寄れる居場所を整備する必要があります。

- 現在、区市町村社会福祉協議会が配置する地域福祉コーディネーターが中心となり、住民主体のサロン活動の立上げ支援や運営支援を行い、成功している例が見られます。これらのサロンでは、誰もが気軽に立ち寄れるようにすることで、窓口で相談者を待っているだけでは把握できない住民の困りごとに気づき、必要に応じて行政や専門機関等の支援につなげています。また、地域福祉コーディネーターと地域住民との話し合いを通じて、住民主体の新たな活動が生まれるなど、地域活動に欠かせない拠点となっています。

- これらの居場所をいつでも気軽に利用できるようにするためには、同じ場所で常時開設する必要がありますが、公民館や生涯学習センター等の公的施設を活用する場合、そのほとんどが施設の空き時間や空きスペースを利用した特定の曜日・時間の開設にとどまっています。

- 常時開設することが可能な空きスペースを確保するためには、既存施設の利活用だけでは限界であり、民間所有の建物・施設なども有効活用する必要があります。

【取組の方向性】

- 地域福祉の向上や地域づくりを目指し、地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることのできる多世代交流拠点を整備する区市町村の取組を支援します。

- 平成 25 年 10 月、空き家を活用し、赤ちゃんからお年寄りまで全ての世代が集う多世代地域交流の場としてスタートしました。
- 開設のきっかけは、駒込地区町会連合会の定例会で、町会長たちが「地域の人々が皆顔なじみでふれあいが多かった昔」を懐かしむ話から、「空き家があったら交流できる場をつくりたい」という声が上がったことでした。その話を聞いた当時町会副会長であった秋元さんから、自分の持っている空き家を活用してもいいと申し出があり、駒込地域活動センターの所長と文京区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが協力することになりました。
- 立上げに際しては、地域福祉コーディネーターを通じて地域の民生委員、話し合い員、青少年委員等地域で活動している方々に広く協力を依頼し、実行委員会で名称、プログラム案、参加費等の検討を行いました。
- プログラムは、お茶を飲みながらおしゃべりをする「カフェこま」を基本とし、「脳トレ健康麻雀」「ビーズ教室」「子供食堂」など、参加者の発案を取り入れた様々な活動を行っています。
- 利用する方の年齢層が幅広いことも特徴であり、世代間交流を行うことで、お互いに刺激が生まれたり、子供にとっては安心して地域の人々と触れ合う機会になっています。
- スタッフにとってもこまじいのうちは、これまでの人生経験を活かしてやりたいことをできる自己実現の場や、定年退職後の第二の活躍の場になっています。毎月 1 回の会議で、情報交換や進行状況、問題解決のための話し合いを行っています。
- 年々利用者も増え続け、今後の自立自転の活動を模索していた折、民間企業からの寄付等により、平成 28 年度にこまじいのうちのリノベーション工事を行い、平成 29 年度にはこまじいのうちの隣に 3 歳未満の子供と保護者が集う「こまぴよのおうち」をオープンしました。
- まずは拠点を立ち上げることで、自然と周囲に活動と、それを支える人の輪が広がることを実感しています。
- 現在では、単なる地域住民のふれあいの場にとどまらず、地域福祉コーディネーターを核とした地域課題解決の場にもなっています。地域福祉コーディネーターを通して、子供家庭支援センター、地域包括支援センター、保健師等の行政機関から



入った相談を、この場を活用して解決していく、またはその反対に、この場で気付いた課題を行政機関につなげるという体制ができ上がっています。

(4) 地域の多様な活動の推進

ア ボランティア活動の支援

【現状と課題】

- 人口減少社会の本格的な到来や首都直下地震への対策など様々な社会課題の解決に当たっては、都民がお互いに支え合う必要性が増しており、ボランティアや NPO が行う社会貢献活動の役割が重要になります。また、東京 2020 大会においても多くのボランティアの参加が欠かせません。
- 都は、有識者や企業、大学、NPO、町会、行政等からなる検討会の提言を踏まえて、平成 28 年 2 月に「共助社会づくりを進めるための東京都指針」を策定し、ボランティア活動の推進に取り組んでいます。
- ボランティア活動推進の PR 事業「#ちょいボラ」、「東京都共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞」、「都民等のボランティア活動等の実態調査」など指針に基づく様々な事業を実施しています。
- また、ボランティア・NPO・企業等と行政との協働を推進していくため、東京都社会福祉協議会が運営する東京ボランティア・市民活動センターへの支援を行っています。
- 災害時におけるボランティアや NPO などの活動を側面的に支援するため、区市町村災害時ボランティア担当者会議等関係機関との連携や体制の整備を進めています。
- 東京 2020 大会に向けて多くの都民参加が不可欠ですが、「都民等のボランティア活動等に関する実態調査」(平成 28 年 10 月実施)の結果では、ボランティア行動者率(過去 1 年間にボランティア活動に参加した 10 歳以上の都民の割合)は 22.9%となっています。



社会貢献大賞の表彰式

【取組の方向性】

- 時間がない人でも参加できる「#ちょいボラ」(短時間で気軽に行うこと

ができるボランティア活動)のメニューを開拓するとともに、ウェブサイトやSNSなどを通じて情報発信を行います。

- スポーツ団体等と連携した体験型ボランティアイベントの実施等により、ボランティアムーブメントを拡大します。
- 身近な所属等を通じて活動への参加を促すため、企業や大学向けのボランティア事例集を作成するなど、企業の社員ボランティアや大学ボランティアセンターの設置促進を図ります。
- 東京ボランティア・市民活動センターとの連携によるボランティア参加者と活動団体のマッチングの実施や、企業等のCSR部門との協働・連携を促進します。
- 発災時に円滑なボランティアの受け入れを可能とするため、災害ボランティアコーディネーターの育成や訓練などを実施します。



「#ちよいボラ」イベントの写真

イ 元気高齢者の地域活動の推進

【現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、元気高齢者の健康づくりや社会貢献など、生きがいの創出が重要となっています。高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、支援を受けるだけでなく、地域とのつながりを持ちつつ、時には「地域社会を支える担い手」となり、住民相互に支え合うことも重要です。
- 高齢者のうち、要介護（要支援）認定を受けている人の割合は2割を下回っており、高齢者の多くは元気です。
- 都内の約60万人の「団塊の世代」は、現在65歳以上となっており、生活の中心が職場から地域社会へと移っている人も多いと推測されます。

- 「団塊の世代」をはじめ、多くの高齢者が「地域社会を支える担い手」として、支援を必要とする高齢者のサポートや一人暮らし高齢者の見守りなどに積極的に関わるとともに、地域において高齢者が相互に助け合い、支え合う活動を充実させていくことが期待されます。
- また、今後の介護ニーズの増加に対応するためには、福祉職場において元気高齢者が多様な働き方ができるよう支援することも必要です。

【取組の方向性】

- 多様なニーズを持つ高齢者の生きがいづくりや自己実現に役立つよう、ボランティア等の社会活動、地域活動などへの参加を促進し、地域社会で活躍できる機会を提供する区市町村の取組を支援します。
- 高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動等を支援します。
- 元気高齢者の福祉施設等でのボランティアや就労を促進する取組を行っている区市町村を支援します。

ウ 地域における見守りの推進

【現状と課題】

- 高齢化と核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者が増加しています。高齢者が地域社会から孤立したまま亡くなる、いわゆる「孤立死」問題の背景には、近隣住民や行政等との接触が希薄な、一人暮らし高齢者の存在があります。
- また、孤立はしないまでも、地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。
- 単身世帯（一人暮らし）高齢者に心配ごとや悩みごとがあるかどうかを複数回答で尋ねたところ、「自分の健康・病気」という回答が54.8%と最も多くなっています。また、「相談したり、頼れる人がいなくて、一人きりである。」という回答が6.6%と、他の世帯に比べて高い割合になっています。
- かつて地域社会には、住民同士の助け合いが多く見られましたが、都市化の進展により、こうした地域における「互助」の機能が低下してきてい

ます。

- 分譲マンションなどの共同住宅では、築年数が古い住宅を中心に、居住者の高齢化が進んでいます。居住者の状況を把握できないと、支援を必要としていても適切なサービスにつながらない可能性があり、見守り機能の強化が必要となっています。
- 特に、都内には、昭和 40 年代以前に入居の始まった多摩ニュータウンなどの大規模集合住宅団地が多数存在しますが、これらの多くで、入居者の高齢化が進み、また、商店街には空き店舗が増加するなど、コミュニティの弱体化が危惧されています。
- 町会・自治会など、近隣の住民同士による「緩やかな見守り」、民生委員・児童委員などによる「担当による見守り」、地域包括支援センター等での「専門的な見守り」を相互に機能させ、地域から孤立しがちな高齢者の見守りや支援につなげる仕組みづくりが必要です。
- 平成 28 年度には、60 億円を超える特殊詐欺の被害が発生しています。また、都内の消費生活センターに寄せられた高齢者からの消費生活相談は、約 3 万 7 千件で、全相談件数の 3 割を超えています。

【取組の方向性】

- 地域における「互助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らしの高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを進めます。
- 地域の住民ボランティアを育成し、関係機関等からなる支援ネットワーク、高齢者の見守り等に活用する区市町村の取組を支援します。
- 日常的に高齢者等と接する機会が多く、都内で広域的に活動する民間事業者等と連携して、高齢者等の見守りや認知症の方を支える地域づくり等を推進します。
- 高齢者の消費者被害防止のため、地域で高齢者を見守るネットワークが構築され、有効に機能するよう区市町村の取組を支援します。
- 一人暮らし高齢者等の生活実態を把握して、地域住民等と連携した見守りや在宅高齢者等の相談に対応する窓口を設置する区市町村を支援し、高

齢者の在宅生活の安心を確保します。

エ 地域における防犯活動の推進

【現状と課題】

- 地域における安全安心の確保には、行政や警察の取組に加え、防犯ボランティア団体など地域住民による防犯活動が重要な役割を果たしています。
- 都は、これまで、防犯ボランティアリーダー育成など、地域における防犯活動を支援してきました。
- 一方で、ここ数年、防犯ボランティア団体数は頭打ちの状態にあり、構成員の高齢化も進んでいる現状があります。
- このため、防犯ボランティア活動支援を充実させるとともに、防犯活動の新たな担い手づくりに取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- 活動紹介やワークショップ等を行う「防犯ボランティアのつどい」を開催し、団体間の交流を促進することで、防犯ネットワークの拡大や活動の活性化を図ります。
- 防犯カメラの設置を契機に地域での見守り活動が活発に展開されるよう、見守り活動を実施する町会や自治会、商店街等に対し、設置費用等を補助します。
- 子供に対する安全教育に係る人材育成や保護者に対する啓発を推進していくとともに、ボランティアの裾野を拡大し、地域における子供の見守り活動等を強化していきます。
- 「防犯情報マップ」による地域の犯罪情報の提供など、防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」を通じ、防犯活動に役立つ情報を発信します。
- 「子供見守り活動事例集」の作成・配布により、防犯ボランティア団体や地域住民に活動事例を紹介し、活動の活性化や担い手づくりを促進します。
- 地域で防犯活動に取り組む団体等を顕彰し感謝の意を表することで、その労苦に報いるとともに、活動の継続・活性化を図ります。

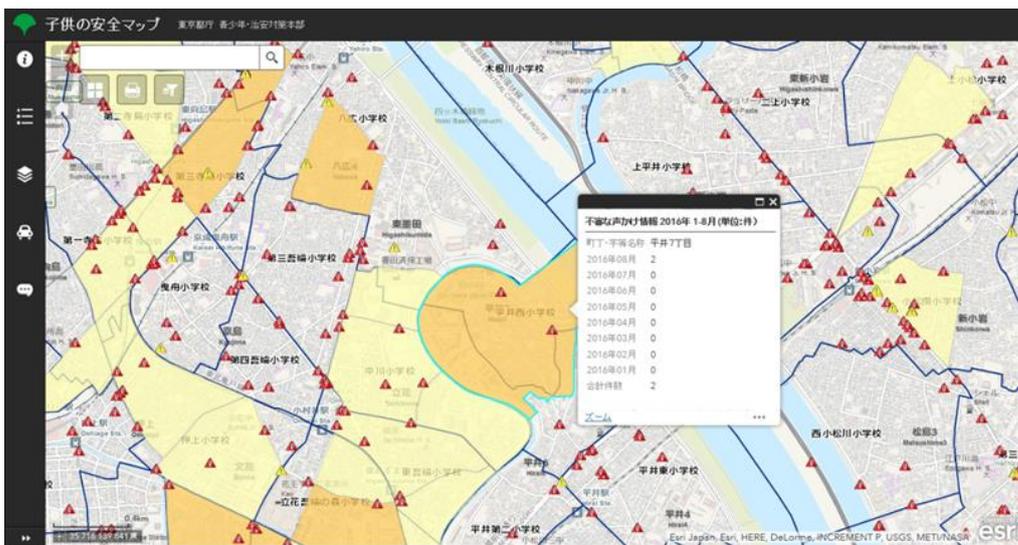
- 地域の見守りの目を増やすため、地域を巡回する事業者と協定を締結し、子供や高齢者等を見守るネットワークを構築する「ながら見守り連携事業」を推進します。

<大東京防犯ネットワーク>



<http://www.bouhan.metro.tokyo.jp/>

<防犯情報マップ「子供の安全マップ」>



<https://bouhan-tokyo.maps.arcgis.com/home/index.html>

背景地図: Esri Japan, Esri, HERE, Garmin, INCREMENT P, USGS, METI/NASA, NGA, Earthstar Geographics, CNES/ Airbus DS, DigitalGlobe

オ 町会・自治会活動の活性化支援

【現状と課題】

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動や防災・防犯など、地域を支える重要な役割を担っています。
- 都は、町会・自治会が地域の課題を解決するための取組に対して、「地域の底力発展事業助成」などで支援をしてきました。
- 一方で、高齢化や活動の担い手不足などにより、地域の課題に十分に対応できない町会・自治会も多くあり、その体制や取組を充実・強化していく必要があります。

<「地域の底力発展事業助成」実績>



町会・自治会の防災訓練の様子

	助成対象事業数
平成 28 年度	531 件
平成 27 年度	455 件
平成 26 年度	477 件
平成 25 年度	408 件
平成 24 年度	416 件

資料：東京都生活文化局

【取組の方向性】

- 防災や防犯など町会・自治会が地域の課題を解決するための取組や、加入促進、担い手育成等を支援します。
- 町会・自治会が効果的な活動を行うため、地域の企業・NPO など他の団体と連携して取り組む事業を推進します。
- 専用ポータルサイトを開設し、斬新な取組事例や支援関連情報の発信を強化します。
- プロボノ（企業の社員等が業務の中で培った経験・スキルを使って行うボランティア活動）の派遣によるウェブサイト、SNS など効果的な広報や事業立案を支援します。

(5) 対象を限定しない福祉サービスの提供

ア 高齢者と障害児・者への一体的なサービス提供

【現状と課題】

- 高齢者向けのデイサービス等の中には、同じ場所で高齢者や障害児・者などにサービスを提供する事業所があります。障害者が高齢になっても使い慣れたデイサービスを使い続けたり、高齢者と児童等との多世代交流を図ったりすることを目的としています。

- しかし、それぞれサービスを提供する対象ごとに制度が異なるため、事業者が高齢者と障害児・者の両方にサービスを提供するためには、これまで、それぞれの制度ごとに指定を受けるか、区市町村から特別な指定を受ける必要がありました。

- このため、障害児・者が高齢になり介護保険の被保険者となると、介護保険サービスの利用を優先するという原則により、その障害児・者がこれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が使えなくなるという場合があります。

- そこで、障害児・者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用できるようにすることや、地域の実情に合わせて限られた福祉人材を有効活用するという視点から、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスが受けやすくするための制度改正が行われました。

- 平成30年度の介護保険制度の改正において、デイサービス(通所介護)、ホームヘルプサービス(訪問介護)、ショートステイ(短期入所生活介護)について、高齢者や障害児・者が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険、障害福祉にそれぞれ位置付けられました。

- この改正により、障害福祉サービス事業所が共生型サービスの指定を受けられることで、高齢者を受け入れることができるようになります。

- 共生型サービスでは、高齢者や障害児・者を受け入れることから、それぞれの利用者の特性に応じたサービスの質の確保や両制度で異なる職種(介護支援専門員と相談支援専門員など)の連携を図ること等が求められます。

【取組の方向性】

- 新たに創設された共生型サービスが適切に提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行っていきます。
- また、適切なサービスの提供体制と質が確保されるよう、関係部署と連携を図りながら、必要な指導を行っていきます。

イ 総合的な福祉サービスの推進

【現状と課題】

- 高齢者、障害者、子供など、年齢や必要とする支援の内容にかかわらず、誰もが適度な距離感の中で一緒に過ごし、相談したり、専門的な支援を受けることなどができる、総合的な福祉サービスを提供する事業所は、分野や世代を超えて分け隔てなく支え合う地域福祉の拠点となり得ます。
- 都内では、以下に紹介しているように、保育所と認知症対応型通所介護を仕切りのない一つの空間で運営し、さらに地域の誰もが気軽に立ち寄れるようにしている事業所や、同一の建物で運営する養護老人ホームの高齢者と保育所の児童が日常的に交流している事業所があり、分野や世代を超えた交流や支え合いが生まれていますが、そうした事例は限定的です。
- 高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の福祉サービスを提供する事業所の設備・人員に関する基準は、国が定める基準を参酌するなどして、都や区市町村が分野ごとに条例等で定めていますが、同一の建物等でこれらのサービスを組み合わせて実施する場合の基準の適用については、十分に整理されていませんでした。
- このため、国は、平成 28 年 3 月、現行の基準の範囲内で人員の兼務や設備の共用が運用上可能な事項を示すガイドライン⁹を発出しました。

【取組の方向性】

- 総合的な福祉サービスを提供する事業所の運営の実態や効果等について、都内の好事例等を通じ、区市町村や事業者に情報提供を行います。

⁹ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン

- 地域の実情に応じ、総合的な福祉サービスの展開が図れるよう、設備・人員基準の運用等について、区市町村や事業者に対する情報提供を適切に行います。
- 整備や運営に係る各分野の補助制度等に基づき、支援を行います。

事例

多世代が同じ空間で過ごす取組

NPO 法人 地域の寄り合い所 また明日（小金井市）

<取組に至った経緯・背景>

- 「また明日」を運営する森田さん夫婦は、20 年以上前、特別養護老人ホームの社会福祉士、併設病院の保育士として働いていました。ある日、ダウン症の女の子を特別養護老人ホームへ連れていったところ、高齢者が一瞬にして華やいた表情に変わり、女の子も満面の笑みで高齢者の懐へ入っていきました。それまで、「与えられる」だけの存在であった両者が結び付くことで、互いに「与える」存在にもなったその瞬間に立ち会えたことで、高齢者と子供が一つの空間で過ごせる施設をつくりたいと考えるようになり、平成 18 年 12 月に「また明日」の運営を開始しました。

<取組の内容>

- 認知症対応型デイサービス、認可保育所、認可外保育所、地域の寄り合い所の 4 つの事業を、壁を取り払ったアパート 5 室分の 1 つの空間で行っています。
- デイサービスと保育所とで、午後のおやつ時間は唯一共通の時間としているものの、その他であえて一緒に何かをするプログラムは設けず、高齢者の主体性を尊重しています。園児の散歩に付き合ったり、食事の手伝いをしたり、泣いている子をあやしたりと、仕切りのない空間ならではの自然な関わり合いをしています。
- 寄り合い所は誰でも出入り自由で、日中は子育て中の方や地域の方、放課後や夏休みには多くの小中学生が来訪し、高齢者や園児と一緒に過ごします。
- 職員はサービス種別ごとに配置していますが、高齢者と園児とを分け隔てることなく関わっています。
- ボランティア等の協力で、子供の学習支援や子供食堂の取組も行っています。
- 職員が地域の方々と見知った関係であることを大切にしています。地域の人たちが気軽に立ち寄れるようにするためには、場所があればよいということではなく、「顔なじみがいるから」「赤ちゃんがいるから」等の「来たくなる理由がある」ことが必要だからです。



自施設内の様子（デイホーム、保育所、寄り合い所を利用している方々同士で自然と交流が生まれています。）

<メリットや実感している効果>

- 認知症対応型デイサービスに通う方の多くは、他の施設で問題があり断られた方や、これまで施設に通うことを拒んでいた方、在宅で寝たきりに近い生活を送られ

ていた方などです。

しかし、「また明日」で園児や飼っている動物と過ごす中で、「支えられる」側だった認知症の高齢者が主体性を持ち、「支える」側ともなり、落ち着きを取り戻し、穏やかに過ごしています。そのため、不安になって施設の外へ出てしまうようなことはありません。

- 園児たちも高齢者と一緒に過ごす中で、大きな音や声を出さない、人の前を横切らないといったマナーや、人との接し方を自然と学んでいます。
- 働く職員にとっては、立場を固定されていないことが、働きやすさにつながっています。

また、サービス種別ごとの職員や主体性を持った高齢者など、見る目が多いこともあり、開所以来大きな事故は起きていません。

- 放課後や夏休みなどには多くの小中学生が寄り合い所に来訪しています。それがきっかけで、学校の先生が見学を訪れ、家庭科の授業で取り上げられるなど、学校とのつながりもできてきています。

事例

日常生活の中で、世代間交流を図る取組

社会福祉法人江東園（江戸川区）

<取組に至った経緯・背景>

- 昭和 37 年に江戸川区内で、養護老人ホーム「江東園」を開設した社会福祉法人江東園は、昭和 51 年に、保育所設立への地域の期待の声が高まったことから、江戸川保育園を設立しました。昭和 62 年、施設の建替えを機に、保育所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）、高齢者在宅サービスの 4 施設を合わせた幼老統合施設として、本格的な世代間交流をスタートしました。

<取組の内容>

- 毎朝、園庭に園児たちと養護老人ホームの入所者の方々が自由に集まり、お互いに大きな声で挨拶をして体操が始まります。高齢者も思い思いに身体を動かします。
- 体操が終わると、自由交流の時間となり、園児がお気に入りの高齢者の膝の上に座っておしゃべりを始めたり、抱っこをせがんだり、自然なコミュニケーションが図られています。
- 特養入所者は、重度化が進み、園庭に下りることが難しくなったことから、園児たちはクラス毎に日替わりで特養へ出向き、一緒に体操をしています。
- また、体操の時間が終わると、認知症デイサービスへ園児たちが訪問し、触れ合う機会も設けています。
- 月に一度、園児と施設入所の高齢者が 1 日共に過ごす「オープン保育」を実施し、一緒に遊んだりお昼ご飯を食べたりして過ごしています。
- 別の事業所では、知的障害者と高齢者のデイサービス、事業所内保育所を同じ建物で運営しており、季節行事やクラブ活動を通して交流が図られています。
- 直接の交流の時間以外でも、家族のような自然な距離感で生活することを心掛けています。保育スペースのそばで高齢者のリハビリスペースを設け、お互いが見える工夫をしています。



施設内における交流の様子

<高齢者や子供にとってのメリットや実感している効果>

- 普段は表情が乏しい認知症デイサービスに通う方も、園児たちと触れ合うことでいい表情になります。
- セタやクリスマス会といった季節行事も大切にしています。紙芝居を読む係やお遊戯会における配役等、高齢者にも役割を与えることで、とても生き生きしています。

- 世代間交流が行われていることは、職員募集の際のアピールポイントにもなります。卒園した園児が大人となり、同施設の職員として働いている例もあります。
- 世代間交流を続けていくためには、職員同士の連携が重要です。お互いの専門性を尊重しながら、研修や行事などを通してチーム意識を育んでいます。